

第2章 保健衛生部門

第1節 母子保健事業

1 小児慢性特定疾病

(1) 小児慢性特定疾病医療支援事業

小児慢性疾病のうち特定疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者家族の医療費の負担軽減に資することを目的に実施している。

本事業は、昭和49年度に疾患別の各事業を整理統合された小児慢性特定疾患治療研究事業として創設され、昭和59年度に一部の疾患において対象年齢を18歳未満から20歳未満に延長、平成2年度には神経・筋疾病（点頭てんかん）が追加され、給付の拡大が図られた。

平成17年4月には児童福祉法に基づく新たな小児慢性特定疾患治療研究事業として法制化され、対象疾病の追加や除外及び対象患者の重点化が行われたことにより、対象の可否については、疾病名だけでなく病状の程度により判断されるようになった。また、所得に応じた一部自己負担額が導入されるとともに、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業などの福祉サービスが実施された。

さらに、平成27年1月の児童福祉法の一部改正により、新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立することとして小児慢性特定疾病医療支援事業として再構築され、他の医療費助成制度との均衡を図るために一部自己負担額の見直しが行われた。また、医療の質を担保する観点から指定医・指定医療機関制度が導入されるとともに、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施などについても規定された。

なお、対象疾病については、平成27年1月に514疾病から704疾病へと大幅に拡大された以降も、平成29年4月に722疾病、平成30年4月に756疾病、令和元年7月に762疾病、令和3年11月に788疾病となっている。

小児慢性特定疾病医療給付状況（人数）

（令和５年度）

疾 患 群 名	発足年数	入院	通院	計
悪性新生物	S 4 6	1 0 7	1 8 1	2 8 8
慢性腎疾患	S 4 7	2 3	8 3	1 0 6
慢性呼吸器疾患	S 4 7	6 3	4 6	1 0 9
慢性心疾患	S 4 9	1 6 2	2 1 8	3 8 0
内分泌疾患	S 4 9	1 6	4 0 2	4 1 8
膠原病	S 4 9	1 2	5 6	6 8
糖尿病	S 4 8	8	1 1 6	1 2 4
先天性代謝異常	S 4 3	2 4	4 3	6 7
血液疾患	S 4 4	1 1	5 4	6 5
免疫疾患	S 4 4	7	1 6	2 3
神経・筋疾患	S 5 1	1 8 0	1 8 2	3 6 2
慢性消化器疾患	H 1 7	6 4	9 2	1 5 6
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	H 2 7	4 0	3 6	7 6
皮膚疾患	H 2 7	2	1 2	1 4
骨系統疾患	H 3 0	1 2	2 3	3 5
脈管系疾患	H 3 0	3	5	8
計		7 3 4	1, 5 6 5	2, 2 9 9

（２）小児慢性特定疾病児童手帳交付事業

小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等を記入するとともに、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図ることを目的とする。（平成８年１月から交付開始）

交付数 ５３４冊

（３）小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り児童等の健全な育成を目的とする。

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付件数

(令和5年度)

種目	件数	種目	件数
便器	-	頭部保護帽	-
特殊マット	1	電気式たん吸引器	9
特殊便器	-	クールベスト	-
特殊寝台	1	紫外線カットクリーム	-
歩行支援用具	1	ネブライザー(吸入器)	2
入浴補助用具	-	パルスオキシメーター	3
特殊尿器	-	ストーマ装具(消化器系)	6
体位変換器	-	ストーマ装具(尿路系)	-
車椅子	-	人工鼻	1
合		計	24

(4) 長期療養児療育指導

小児慢性特定疾病など慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童について、各区保健福祉センターにおいて小児慢性特定疾病医療支援事業申請時等に面接相談を行い、必要に応じて、訪問相談や関係機関と連携を図りながら支援を実施している。

(令和5年度)

長期療養児面接・訪問状況	
面接	訪問
1041人	356人

(5) 小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病児等及びその家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図ることを目的として、子どもの状況に応じた講演会、医師相談・保健指導・食生活相談・小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ピアカウンセラー）による助言相談及び参加者同士の交流会の内容で療養相談会を実施している。（平成12年度から実施）

○実施状況

(令和5年度)

会場	会場申込・参加件数		会場参加者数(人)							会場個別相談(組)						(人)
内容	会場申込件数(組)	会場参加件数(組)	母	父	祖父母	きょうだい	本児	その他	計	講師①	講師②	医療	療養	栄養	自立支援	交流会
第1回 7月12日(水)13時30分～15時30分 ①就学に向けて・地域の小学校の生活 ②特別支援学校の学校生活	19	18	17	2	0	0	2	1	22	4	3	0	0	1	1	
第2回 8月9日(水)13時30分～15時30分 医療機器を使用しているお子さまの災害の備えについて	6	4	2	2	0	0	0	0	4	1		0	0	1	1	2
第3回 8月19日(土)13時30分～15時30分 (中高生のための)進路選択学習会！～病 気と付き合いながら進学・就労にむけて～	10	7	6	1	0	0	3	0	10	2		0	0	0	1	10
第4回 9月2日(土)13時30分～15時30分 聞いてみよう！先輩ママの子育て体験談♪ 親子でいっしょに遊ぼう♪	8	7	6	4	0	0	3	0	13			0	0	0	1	10
合計	43	36	31	9	0	0	8	1	49	7	3	0	0	2	4	22

動画配信	申込件数	視聴回数
動画①児童発達支援センターってどんなところ？	15	23
動画②医療的ケアが必要なお子さんの保育所生活に 向けて	16	21
動画③移行期医療を知っていますか？ ～子どもの自立に向けて今できること～	31	27

〔従事者〕 医師、保健師、栄養士、事務職員、自立支援員等

(6) 高度な医療的ケアが必要なこども(以下「医療的ケア児」)の在宅療養支援事業
保健師の知識および技術の習得を図ること、並びに地域の関係機関との「顔の見える
関係」の構築および連携促進を図ることを目的に、保健福祉センター保健師および、医
療、福祉、教育その他の在宅療養支援にかかる相互交流・協力体制の整備を促進する研
修会を実施している。

開催日・場所	講演内容	参加人数
令和6年3月6日(水) 天王寺区役所 講堂	◆テーマ「大阪府医療的ケア児支援センターの現状と課題について」 【講演】 大阪府医療的ケア児支援センター 【パネルディスカッション・情報交換】 ◆ テーマ 「「医療的ケア児の就学、学校生活の実際 多職種連携で出来ることを考えよう！」 ・講演1「大阪市の特別支援教育」 大阪市教育委員会 ・講演2「地域小学校の立場から」 大阪市小学校 ・講演3「支援学校の立場から」 大阪府立支援学校 ・講演4「放課後デイサービスの立場から」 児童発達支援管理責任者	【参加者 103名】 ・看護師24名(内 障がい児通所支援事業所9名、保育園7名、訪問看護6名、病院2名) ・保健師24名 ・相談支援専門員23名 ・医師7名(内、行政3名、病院2名、診療所2名) ・保育士6名(内 障がい児通所支援事業所3名、保育園3名) ・相談支援事業所管理者3名 ・福祉局職員3名 ・児童発達支援管理責任者2名 ・養護教諭2名 ・教諭2名 ・教育委員会職員2名 ・薬剤師1名 ・ヘルパー1名 ・理学療法士1名 ・作業療法士1名 ・訪問看護事務1名

2 先天性代謝異常等検査

生後4から6日目の新生児を対象として、心身障がい（精神遅滞、脳障がい、その他身体障がい等）の原因になる疾患（疑い）を早期発見し、早期に治療ができるようにすることを目的としたマススクリーニング検査を実施している。

令和6年3月からは、検査対象疾患拡充に向けた国（こども家庭庁）の実証事業に参加し、従来の検査対象疾患（26疾患）に、重症複合免疫不全症（SCID）と脊髄性筋萎縮症（SMA）の2疾患を加えた検査を実施している。

○先天性代謝異常（昭和52年10月から実施）

- ・フェニルケトン尿症 ・メープルシロップ尿症 ・ホモシスチン尿症
- ・ガラクトース血症
- ・その他代謝異常（平成21年4月から実施）

○内分泌疾患

- ・先天性副腎過形成症（昭和52年10月から実施）
- ・先天性甲状腺機能低下症（昭和55年1月から実施）

○新生児マススクリーニング検査に関する実証事業（令和6年3月から実施）

- ・重症複合免疫不全症（SCID）
- ・脊髄性筋萎縮症（SMA）

先天性代謝異常	延 20, 132件
内分泌疾患	延 20, 582件
実証事業（令和6年3月から実施） 重症複合免疫不全症・脊髄性筋萎縮症	延 1, 370件

3 未熟児養育医療給付

未熟児は、正常な新生児に比べて疾患にかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、母子保健法に基づき、入院を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において養育に必要な医療の給付を行っている。

給付人数 7 9 1 人

4 自立支援医療（育成医療）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づき、身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がいが軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部公費負担を行っている。

給付人数 1 7 4 人

5 結核児童療育給付

結核療養は、非常に長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、児童福祉法に基づき、心身の発達途上にある児童に対し、入院療養に併せて学習の援助を指定医療機関において行っている。

給付人数 0 人

第2節 難病対策事業

1 指定難病・特定疾患

(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費助成制度

難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、医療費助成を実施している。

法施行以前は、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく都道府県業務として実施されていたが、公平かつ安定的な制度の確立のため難病法として制定され、平成30年4月からは難病法第40条（大都市特例）により本市が実施主体となった。

難病法に基づく医療費助成制度では、他の医療費助成制度との均衡を図るために、自己負担額が見直され、また、医療の質を担保する観点から指定医・指定医療機関制度が導入されている。

医療費助成の対象疾病については、難病法施行時、平成26年12月まで特定疾患治療研究事業の対象となっていた53疾病を含む110疾病が対象となり、その後も対象疾病が増え、令和6年4月現在341疾病に拡大されている。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 (令和6年3月31日現在)
23,090人

(2) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

人工呼吸器使用について特別の配慮を必要とする難病の患者に対し、訪問看護に必要な費用を交付する。

登録者数 (令和6年3月31日現在)
7人

(3) 大阪府特定疾患医療費援助事業

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患

については、治療が極めて困難であり医療費も高額であることから、医療費援助による負担軽減を行うことにより医療水準の向上を図り、もって難病に関する適正医療の普及を推進することを目的とし、都道府県業務として大阪府が実施している。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行されたことに伴い、難病法に基づく医療費助成の支給対象となる指定難病を除いた4疾患が対象となった。

特定疾患医療受給者証所持者数 (令和6年3月31日現在)	
大阪市	21人

2 こども難病

(1) こども難病医療費助成事業

完治困難な慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養が必要な市内に住所を有する満18歳未満（本事業による医療費助成を受けている方のうち、満18歳到達後も引き続き医療を必要とする方については満20歳到達まで）の患者のうち、他の医療費助成制度の対象とならない児童等に対して、当該疾病にかかる医療費の一部を助成することにより、その健全な育成に資することを目的として平成24年11月から医療費助成を行っている。

対象疾病については、令和3年11月に3疾病となっている。

給付実績なし（令和5年度）

(2) こども難病日常生活用具給付事業

平成24年11月1日から、こども難病医療費助成事業の対象者に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り児童等の健全な育成を目的とする。

種目		種目	
①	便器	⑩	頭部保護帽
②	特殊マット	⑪	電気式たん吸引器
③	特殊便器	⑫	クールベスト
④	特殊寝台	⑬	ネブライザー（吸入器）
⑤	歩行支援用具	⑭	パルスオキシメーター
⑥	入浴補助用具	⑮	ストーマ装具（消化器系）
⑦	特殊尿器	⑯	ストーマ装具（尿路系）
⑧	体位変換器	⑰	人工鼻
⑨	車椅子		

給付実績なし（令和5年度）

3 難病患者地域支援対策事業

(1) 患者面接、訪問指導（訪問相談・指導事業）

難病は原因が不明で、治療法が未確立なため、療養が長期化し、日常生活に問題や障害が生じ、不安を抱えながら療養生活を送ることが多いため、各区保健福祉センターにおいて特定医療費(指定難病)受給者証交付申請時等に面接相談を行い、必要に応じて、訪問相談や関係機関と連携を図りながら支援を実施している。

難病患者面接・訪問(延数) (令和5年度)

面接	訪問
4,002人	694人

(2) 難病患者療養相談会（医療相談事業）

原因が不明で、治療法が未確立のいわゆる難病について、不安を抱きながら療養生活を送っている患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養、福祉に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行い、日常生活上生じる問題や障害の軽減を図るために実施している。

○実施状況 [従事者] 専門医師、保健師、栄養士、事務職員等 (令和5年度)

※件数は組数を示す			*申込あったが既に定員に達しており、参加を断った件数も含む											の 交 流 会 の み 件 数	展 示 会 の み 件 数	学 習 会 の み 件 数
疾 病 群	場 所	申 込 件 数	相談会参加件数				参 加 者 総 数	個別相談内訳(延数)								
			件数	本人 のみ	本人と 付添	家族 等 のみ		医療	リハビ リ	療養	福祉 就労	食生活				
(神 経 回 筋)	西区民センター	25	23	15	7	1	31	14	9	1		3	7			
	天王寺区民センター	31	29	4	15	10	55	16	10	7		9	8			
		45 (*70)	38	16	15	7	55	12	14	0		1	0	37		
	北区民センター	40	27	12	11	4	40	16	14	1		4	3			
	合計	141	117	47	48	22	181	58	47	9		17	18	37		
・ (膠 皮 3 原 膚 回 病 ・ 腎)	北区民センター	42	38	31	5	2	45	26		0		21	3			
	天王寺区民センター	33	30	23	5	2	30	18		0		8	11			
		35	32	29	3	0	35	13		1		5	1	29		
	合計	110	100	83	13	4	110	57		1		34	15	29		
消化器	天王寺区民センター	34	29	20	6	3	33	8		1		6	0	29		
眼	天王寺区民センター	15	10	3	7	0	17	4		0	3	0	5	10		
(そ の 他 疾 病 回)	天王寺区民センター	17	11	8	2	1	13	10		1		2	1			
	北区民センター	18	16	11	3	2	19	10	4	1		2	6			
	北区民センター	28	16	14	1	1	16	15		1		4	1			
	合計	63	43	33	6	4	48	35	4	3		8	8			
希少難病	大阪急性期総合医療センター	1	1	0	1	0	1	1		1						
働き方 学習会	阿倍野区役所	50	32	30	2	0	34				17		0			
講演会	北区民センター	183					129									
合 計		597	332	216	83	33	555	163	51	15	20	65	46	105		

(3) 難病患者ケース検討会（在宅療養支援計画策定・評価事業）

地域において安心で安全な療養生活を確保し、より一層の支援体制の強化を図るため、保健師が作成した計画について、第三者に評価され、総合的な支援計画を検討する目的で実施している。ケース検討を通じて関係者の理解の促進や、密接な連携を図る機会としている。

○実施状況

（令和5年度）

	医療圏	開催日時	場所	検討疾患
1	東部	令和5年11月22日(水)	人材開発センター	A L S（3事例）
2	南部	令和5年12月25日(月)		ベーチェット病 パーキンソン病 多発性硬化症
3	北部	令和6年1月23日(火)	都島区保健福祉センター分館	多系統萎縮症 A L S
4	西部	令和6年2月9日(金)	西区役所	A L S（3事例）

〔従事者〕 保健師、専門医師、難病医療コーディネーター、難病拠点病院相談員 等

第3節 栄養改善事業

わが国は、平均寿命の伸長と出生率の低下に伴い、人口構造の高齢化が急速に進行する一方、社会構造の変化による運動不足や、ストレス過多、栄養のアンバランスなどの健康阻害因子が増加し、生活習慣病等の発症につながっている。

現在、市民の栄養状況は、平均的にはほぼ好ましい状況に達しているものの、個々人では過不足が多く見られており、一層の栄養改善事業の推進が必要である。こうした状況のもとで生活習慣病を予防し、市民がそれぞれの生活において健康的な食生活を実践できるように支援する活動が重要である。

保健所では、外食等も含めた食環境づくりや給食施設指導業務等の広域的・専門的業務を中心に実施し、住民に密着した業務を実施する保健福祉センターと機能分担し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第3次）」及び「第4次大阪市食育推進計画」の主旨を踏まえながら、栄養改善事業を効果的に推進している。

1 健康増進法等関係業務

(1) 国民健康・栄養調査

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養

摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、健康増進法第10条に基づき、毎年、厚生労働省が指定する調査地区に居住する世帯（世帯員）に対して、次の調査を行っている。

調査内容

①栄養摂取状況調査（1歳以上）※但し、歩数調査は20歳以上。

②身体状況調査（1歳以上）

※但し、血液検査、血圧測定、腹囲測定、問診は20歳以上。

③生活習慣調査（20歳以上）

令和5年度 実施状況

	調査日		対象 世帯数	調査 世帯数	調査実施人数				
	栄養摂取	身体			栄養摂取 状況調査	歩数 調査	身体状況 調査	血液 検査	生活習慣 調査
	状況調査	状況調査							
都島	11月18日（土）	11月20日（月）	11	6	3	4	8	3	8
港	11月15日（水）	11月16日（木）	14	13	7	6	14	5	15
東淀川	11月27日（月）	11月28日（火）	24	24	3	3	8	0	8
東淀川	11月27日（月）	11月28日（火）	11	7	6	5	8	2	6
生野	11月29日（水）	11月30日（木）	20	11	13	8	15	3	15
阿倍野	11月20日（月）	11月21日（火）	27	5	9	8	12	2	11
東住吉	11月15日（水）	11月16日（木）	24	12	19	14	20	6	16
西成	11月28日（火）	11月29日（水）	28	14	32	20	39	12	26
合 計			159	92	92	68	124	33	105

（2）アレルギー予防教室・アトピー相談事業

アレルギー素因のある乳幼児を対象に実施している本事業において、離乳食のすすめ方についての講話や個別食生活相談を行うとともに、併せてアトピー性皮膚炎に関する食生活相談を行っている。

令和5年度 実施状況

	実施回数	集団指導	個別食生活相談
アレルギー予防教室	6回	90人	4人
アトピー相談			72人

（3）難病患者療養相談会

不安を抱きながら療養生活を送られている難病患者及びその家族に対し、難病患者療養相談会において、個別食生活相談を実施し、1日の食事量や食事バランス、病状改善のための食事療法のポイントなど、食生活に関する指導・助言を行っている。

（令和5年度 回数12回・相談人数66人）

(4) 小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病の治療・管理の期間は長期にわたることが多く、その間に成長を伴うことなどから特に食事面の配慮が必要であり、保護者の関心も高いことから、療養相談会に参加された子ども及び家族に個別食生活相談を実施し、1日の食事量や食事のバランス、調理の工夫等について指導・助言を行うことにより、地域での生活を支援している。

(令和5年度 回数4回・相談人数2人)

(5) 給食施設の指導

健康増進法に基づいて特定給食施設(※1)の状況を把握するとともに、施設管理者及び関係者に対して適切な給食の実施・栄養管理等に関する指導を行い、喫食者の栄養状態の改善に努めることにより、市民の健康の保持増進を目的として、保健所栄養指導員(管理栄養士)が全市的に指導を行っている。

また、特定給食施設に準ずる施設(※2)についても指導を行っている。

市内給食施設数

令和6年3月末現在

	特定給食施設 ※1		その他の給食施設 ※2		合 計	
	栄養士在	栄養士不在	栄養士在	栄養士不在	栄養士在	栄養士不在
学校	173	180	11	28	184	208
病院	79	0	91	1	170	1
介護老人保健施設	59	0	22	1	81	1
介護医療院	0	0	2	1	2	1
老人福祉施設	99	0	76	15	175	15
児童福祉施設	211	64	150	60	361	124
社会福祉施設	6	1	26	9	32	10
事業所	78	114	9	92	87	206
寄宿舍	2	0	0	3	2	3
矯正施設	1	0	0	0	1	0
一般給食センター	2	1	0	0	2	1
そ の 他	8	8	25	68	33	76
合 計	718	368	412	278	1,130	646
	1,086		690		1,776	

※1 特定多数人に対して継続的に1回100食以上又は、1日250食以上の食事を提供する施設

※2 特定多数人に対して継続的に1回50食以上又は、1日100食以上の食事を提供する施設で※1を除く施設

ア 給食施設巡回指導

病院（医療法に基づく立入検査時）、介護老人保健施設（介護保険法に基づく実地指導時）、特別養護老人ホーム（介護保険法に基づく実地指導及び老人福祉法に基づく指導監査時）及びそれ以外の給食施設（市立の小中学校・保育所等を除く）の管理者及び関係者に対し、巡回指導を実施している。

令和５年度 給食施設巡回指導件

	特定給食施設	その他の給食施設	合計
学 校	36	6	42
病 院	78	95	173
介護老人保健施設	15	8	23
老 人 福 祉 施 設	56	58	114
児 童 福 祉 施 設	17	27	44
社 会 福 祉 施 設	3	14	17
事 業 所	189	91	280
寄 宿 舎	2	3	5
一般給食センター	3	0	3
そ の 他	16	89	105
合 計	415	391	806

イ 喫食者指導教室

事業所等の給食施設において、その利用者に適切な食生活教育がなされるよう施設の管理者や栄養士等を対象に、年１回開催している。

令和５年度 開催状況

実施日	場 所	参加数	内 容
令和６年 ２月１４日(水) ～３月１３日(水)	オンデマンド 配信	３９名	事例紹介「従業員食堂における栄養管理、健康管理の工夫」

ウ 給食講演会

適正な給食管理と給食担当者への情報提供を図るため、給食施設の従事者を対象に講演会を開催している。

令和5年度 開催状況

実施日・場所	参加数	対象施設	内 容
令和6年 2月20日(火) ～3月29日(金) オンデマンド配信	359名	特定給食施設全施設	講演「国民健康・栄養調査から見える栄養・食生活の課題について」

エ 管理栄養士必置指定に関わる指導

健康増進法の規定に基づく管理栄養士必置の指定基準に該当する施設に対して調査を行い、該当する場合は市長名で指定通知書を交付している。また、該当施設のうち、管理栄養士の未配置施設には、配置計画書の提出を求めている。

新規通知	変更通知	解除通知	指定施設数	配置計画書 提出施設数
3	3	2	87施設	0施設

令和6年3月現在

オ その他

電話や来所による相談にも応じている。(令和5年度 相談施設数 220施設)

(6) 外食栄養管理推進事業

市民の健康づくりをすすめるためには、家庭内の食事だけでなく、外食をも含めた総合的な食生活管理が必要である。

このため、外食の多数を占める飲食店についても、栄養成分表示などの栄養情報の提供等、適正な栄養管理を推進するとともに、市民に対しては自らの食生活管理の方法を普及啓発している。

ア 健康・栄養情報の提供等の普及啓発

スーパーマーケットや大学、商業施設等と連携し、市民に対する栄養成分表示の活用を含めた健康・栄養情報の提供等の普及啓発を行っている。(令和5年度 実施回数 13回 4,782人)

イ 飲食店等への栄養成分表示の支援

飲食店等に対し、栄養価計算やヘルシーメニューについての相談を行っている。
(令和5年度 相談件数：17件)

ウ その他（大阪ヘルシー外食推進協議会事業）

行政（大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）と飲食関係団体、企業等で組織された「大阪ヘルシー外食推進協議会」が、ヘルシー外食の普及を目指した各事業を実施している。

○ ヘルシー外食コンテスト 2023

応募数 29店（内大阪市3点）

○ ヘルシー外食フォーラム 2023

令和6年1月24日（水） 場所：インテックス大阪1号館 参加数265人

○ 「うちのお店も健康づくり応援団」の店

累計承認店舗数 14,020店（うち大阪市5,211店）

○ ヘルシー外食だより（No.27）の発行

（7）食環境づくり推進事業

健康寿命の延伸を最終目的とし、生活習慣病のリスク低下、すこやか大阪21（第2次後期）の目標である、適正体重の維持と糖尿病有病者割合の増加抑制に向け、健康的な食生活を送ることができるよう、働き盛り世代に多い健康無関心層が自然に健康になれる食環境をつくる。

ア やさいT A B E店登録状況

令和5年度 登録状況

登録種別	やさいT A B E店	やさい朝T A B E店
登録数	161	11

令和6年3月現在

（8）食生活習慣改善指導事業

骨粗しょう症を中心とした生活習慣病、低栄養・フレイルの予防並びに悪化の防止と健康寿命の延伸を目的として、骨粗しょう症検診受診者に対し、検診結果を踏まえた個別指導を行い、個々人に応じた具体的な食生活習慣改善を促している。

（令和5年度指導件数：295回 3,968件）

（9）特別用途食品についての指導

健康増進法第43条において、販売に供する食品に病者用、妊産婦・授乳婦用、乳幼児用、えん下困難者用等特別の用途に適する旨の表示、または食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対して、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示（特定保健用食品）を行う場合は、消費者庁長官の許可が必要とされる。

保健所では、その許可を受けようとする申請者に対する相談及び市民に対する普及啓発を行っている。

（令和5年度 相談件数 1件）

(10) 食品表示基準（保健事項）及び食品の誇大表示に関する指導

食品表示法に基づき栄養成分または熱量に関する表示を行おうとする場合及び健康増進法第65条に基づき、食品の広告その他の表示について適切な表示がなされるよう、事業者に助言・指導を行うとともに市民に対する普及啓発を行っている。

(令和5年度 指導件数221件)

2 健康増進関係業務(国民の健康づくり関係)

(1) 健康講座保健栄養コース

市民の健康の保持増進を目指し、日常生活の実態に即した健康づくりを推進するため、各区保健福祉センターにおいて年間1コース（1コース9回）実施している。

本講座は、合理的な栄養のあり方をはじめ、適切な運動と休養、健康管理、食品衛生等に関する具体的な知識及び方法を習得した健康づくり・食育推進のリーダーを養成し、地域住民に食生活を中心とした健康自主管理の浸透を図り、市民の健康水準の向上に努めている。

令和5年度 標準的内容

回	内 容	回	内 容
1	開講式・オリエンテーション 健康づくりの取り組み 健康に過ごすための食生活（1） 「やさしい栄養の話」	6	健康に過ごすための食生活（3） 「第4次大阪市食育推進計画（概要）とライフステージ別の食育」 「食品の表示」（健康増進法、食品表示法等）
2	健康に過ごすための食生活（2） 「食事バランスガイド」 「献立作成（食事バランスガイドを活用して）」	7	健康づくりのための運動（運動実習）
3	生活習慣病予防のための食生活（1） 「肥満・脂質異常症・糖尿病を予防しましょう」	8	健康寿命を延ばすための生活習慣 身近な食品衛生
4	生活習慣病予防のための食生活（2） 「栄養価計算、計量の仕方」（講話） 「肥満を予防しましょう」（調理実習）	9	健康に過ごすための食生活（4） 「食生活改善の歩みと現状（国民健康・栄養調査の結果）」 いざという時のための「食」の備え これからすすめる地区組織活動 全体のまとめ 閉講式
5	生活習慣病予防のための食生活（3） 「高血圧症・骨粗しょう症を予防しましょう」		

令和5年度 実施状況

受講者数	受講延人数	修了者数
426人	3,024人	376人

修了者：9回のうち、6回以上出席した方

(2) 大阪市食生活改善推進員協議会(健康講座保健栄養コース修了者の会)の育成
健康づくりを推進するためには、地域の連帯意識の高揚を図り、地域ぐるみの活動とすることが事業の成果をあげる要素の一つであり、その指導者や組織を育てることが重要である。

また、食生活に関する正しい知識の普及と実践は、生活習慣病予防の大きな決め手であり、これらの知識浸透の担い手である食生活改善推進員協議会の活動がさらに推進されるよう、組織の充実・強化及び自主運営にむけて各種研修会の実施並びに助言・指導を行っている。

(令和5年度 会員数 2,690)
(研修会の実施 5回 参加延人数 952人)

第4節 公害健康被害の補償等制度

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正により、第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む41地域全てが指定解除され、新たに健康被害者の認定は行われないことになったが、既に認定を受けている患者(被認定者)に対する補償給付等は継続されることとなった。

本市では、この法律に基づいて、既存の被認定者については補償給付及び公害保健福祉事業を実施するとともに、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図るため環境保健事業を実施している。

1 既存の被認定者等に対する補償

(1) 認定更新等

指定解除前に申請を行い次の疾病で認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定している。

- ① 慢性気管支炎及びその続発症
- ② 気管支ぜん息及びその続発症
- ③ ぜん息性気管支炎及びその続発症
- ④ 肺気しゅ及びその続発症

なお、令和6年3月31日現在の被認定者数は4,651名である。

(うち市内居住者は3,552名)

(資料1)

（２）補償給付

被認定者及びその遺族等に対し、療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料の６種類の補償給付を行っている。（資料２）

２ 公害保健福祉事業

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復・保持及び増進を図ることを目的とし、次の事業を行っている。

（１）リハビリテーション事業

知識普及・訓練指導事業

被認定者に対して、医師、保健師などチームにより、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及及び運動療法などを行っている。

実施状況

実施場所	実施回数	参加人員
保健福祉センター	７回	４２人

（２）転地療養事業

被認定者を空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行う転地療養を実施している。

実施状況

実施場所	実施回数	参加人員
亀の井ホテル富田林	０回	０人

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

（３）家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い者に対して、空気清浄機及び加湿器を貸与し、治療効果の促進及び症状の回復を図っている。

賞与状況

療養用具	貸与数
空気清浄機	0 台
加湿器	0 台

(4) 家庭療養指導事業

各区保健福祉センターにおいて、被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導等を行い、病状の回復を図るための療養指導を行っている。

実施状況

	指導人員
家庭訪問指導数	171 人
面接指導数	155 人

(5) インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業

被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成することにより、健康の保持を図っている。

実施状況

対象者数(65歳以上)	1,926 人
費用助成者数(65歳以上)	1,033 人
対象者数(65歳未満)	2,824 人
費用助成者数(65歳未満)	755 人

3 環境保健事業

大気汚染の影響による健康被害を予防する事業のうち、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図る事業を実施している。

(1) 健康相談事業

保健所及び区民センター等において、呼吸器疾患に関する相談及び指導を行っている。

実施状況

実施回数	参加人員
15回	535人

(2) 健康診査事業

アレルギー素因のある幼児を対象として、医師・保健師・栄養士によるぜん息発症予防のための保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っている。

実施状況

実施回数	教室参加人員
6回	6人

(3) 機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な機能回復訓練を行うことにより、健康の回復、保持及び増進を図っている。

実施状況

事業名	実施場所等	実施状況	参加人員
ぜん息児水泳教室	コナミスポーツクラブ京橋	2教室 (各10回)	延べ238人

(4) 医療機器等整備助成事業

地域医療の基幹をなす公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器の整備に要する経費を助成することにより、当該疾患に関する医療水準の向上を図っている。

実施状況

事業名	補助対策機器
なし	なし

資料 1 公害健康被害補償制度

① 行政区分別認定数

令和6年3月31日現在

事項 区名	被認定者数				
	認定数	取消数			現在認定数
		治ゆ等	死亡	他指定地域転出	
北	588	246	224	32	86
都島	821	336	334	30	121
福島	890	284	489	20	97
此花	3,305	1,620	1,323	59	303
中央	437	143	208	17	69
西	764	441	213	18	92
港	1,848	858	752	34	204
大正	2,212	1,127	753	52	280
天王寺	359	159	136	18	46
浪速	834	300	433	30	71
西淀川	7,040	3,508	2,813	143	576
淀川	1,838	821	719	70	228
東淀川	1,038	483	380	50	125
東成	663	199	337	30	97
生野	2,543	904	1,280	101	258
旭	960	392	392	52	124
城東	3,363	1,424	1,293	123	523
鶴見	1,242	495	454	57	236
阿倍野	623	208	298	29	88
住之江	1,580	670	623	52	235
住吉	1,192	494	516	46	136
東住吉	1,252	481	584	39	148
平野	1,580	665	638	60	217
西成	2,935	825	1,748	71	291
総計	39,907	17,083	16,940	1,233	4,651

② 認定疾病別内訳

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	531	4,012	0	108	4,651

③ 障害等級別内訳

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	0	272	2,789	1,227	363	4,651

(注) 特 級……………労働不能、常時介護を要する状態
1 級……………労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
2 級……………労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
3 級……………労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
級 外……………3 級に該当しない状態
その他……………等級未決定者

資料 2 補償給付

種 類	給付内容	(令和5年度実績)
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給 (77,484件)	
療養手当	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、月を単位として、 入院・通院の状況に応じて支給 24,200円(通院日数4日以上14日以内)～37,800円(入院日数15日以上) (27,035件)	
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、 その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 217,200円～356,900円 女子 176,400円～238,000円 障害等級 特級 基礎月額＋介護加算(46,100円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30% (37,675件)	
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額(100%起因する場合) 男子190,100円～312,300円 女子154,400円～208,200円 (2,892件)	
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がいない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額(100%起因する場合) 基礎月額×36月 (62件)	
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額341,500円～683,000円 (96件)	

(注)表中の支給金額は、令和5年4月1日現在

第5節 健康教育

1 健康講座保健栄養コース

健康づくりリーダー養成を目的に実施している健康講座保健栄養コースの受講者に対し「健康寿命を延ばすための生活習慣」というテーマのもと、保健所保健師が各区保健福祉センターに出向き健康教育を実施している。

自分自身の現在の健康を点数化することで、生活習慣の振り返りをし、グループワークを通じて実践的な生活習慣改善目標をたて、参加者がお互い仲間として励まし合いながら、生活習慣の改善を図っている。また、参加者自身にとどまらず家族や地域住民の健康づくりにも目が向けられるように健康教育を実施している。

実施状況
(令和5年度)

実施回数	参加人員
24回	331人

2 健康づくり

(1) 大阪市健康づくり推進協議会の育成

大阪市健康づくり推進協議会は、各区保健福祉センターで開催する「健康づくりひろげる講座」(平成23年以前は「すこやかフロンティア講座」等)を修了した方々で、組織されている自主会である。

同会は、昭和60年から各区で「家庭看護講座」(当時)の修了者から成る会が次々と設立され、平成4年には全区に設置された。平成6年に全市レベルでの「大阪市寝たきり予防推進協議会」が結成され、24区の交流・連携がスタートした。平成22年度から「大阪市健康づくり推進協議会」に名称変更し、24区にある「健康づくり推進協議会」が結集し、市民の健康づくりに関する普及啓発活動を行っている。

大阪市健康づくり推進協議会が、地域における健康づくりの普及啓発活動のさらなる推進、ならびに自主組織として効率的・効果的な運営ができるよう、育成・支援を行っている。

第6節 地域保健情報業務関係

国の統計法に基づく人口動態統計調査をはじめ、国民生活基礎調査等の厚生統計調査を実施・指導している。これらの調査結果については多角的に解析等を行い、様々な公衆衛生施策に反映させている。

各区における保健事業を効果的に推進するため、保健衛生情報の収集や処理、分析を行い、情報発信するとともに技術支援を行っている。

1 保健衛生システムの運用について

成人に対する健康診査や、保健・栄養指導等の保健業務、理・美容所、公衆浴場、飲食店等に対する営業許可、監視指導等の環境・食品衛生業務、診療所等の医療施設管理業務等、保健衛生業務を総合的に支援管理するとともに、各種保健情報の提供を行うため、保健衛生システムとして平成11年度にシステム化した。

以後、平成18年度と平成23年度に機種更新を行ってきたが、平成29年度に、成人保健業務は保健管理システムとして、環境・食品衛生等業務、医療施設管理業務及び薬事・毒物劇物関係施設管理業務は衛生管理システムとして、それぞれシステムの再構築を行い、平成29年10月30日にリリースした。

その後、本システムと管理課が所管する医療費公費負担システム及び感染症対策課が所管する予防接種台帳管理システムは同一サーバ上で稼働しパッケージソフトも共通することから保守委託料の削減と事務事業の効率化を図るため、令和3年10月に保健管理システムに統合を行った。令和5年1月からは、それぞれ別契約となっていた保健管理システムと衛生管理システムについて、保健衛生システムとして契約を一本化し、令和5年3月16日に機器更新を行った。

(1) 保健管理システム

がん検診等の受診結果情報を蓄積し、がん検診精密検査の結果照会の管理や肝炎ウイルス検査の陽性者へのフォローアップの管理、健康診査の結果等により保健指導等が必要な市民の情報管理、難病に関する医療費公費負担業務や各種予防接種事業を行っている。また、蓄積情報をもとにした各種統計資料の作成を行い、保健施策に活用している。

【処理業務名】

- ① がん検診事業管理
- ② 健康診査事業管理
- ③ 骨粗しょう症検診事業管理
- ④ 肝炎ウイルス検査事業管理
- ⑤ 歯周病検診事業管理

- ⑥ 成人指導事業管理
- ⑦ 予防接種事業管理
- ⑧ 難病対策事業管理
- ⑨ 母子医療事業管理

(2) 衛生管理システム

市内の診療所及び薬局等の施設情報をデータベース化し、保健所での許可証発行業務や監視指導業務に活用している。

環境、食品衛生施設の管理について、関係施設の台帳等をデータベース化し、データの検索や許可証をはじめとする関係帳票の出力等、業務の効率化を図っている。また、飼い犬データをシステムで管理する等、市民生活に直結した業務に寄与している。

【処理業務名】

- ① 医事管理
- ② 薬事管理
- ③ 飼犬管理
- ④ 動物取扱業管理
- ⑤ 環境衛生管理
- ⑥ 食品衛生管理

○保健衛生システムで処理した主な件数（令和5年度実績）

◎保健管理システム：各種がん検診受診者数 239,937 件

大阪市健康診査受診者数 994 件

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 23,090 件

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 2,130 件

定期予防接種許可件数 869,582 件

◎衛生管理システム：医療施設許可届出等 5,240 件

犬の登録等 10,887 件

営業許可等 22,002 件

監視指導等 138,834 件

監視指導等 132,805 件

2 各種事業の集計・分析

保健事業に係る各種事業の実施状況の集計・分析を行い、各事業担当課及び各区保健福祉センターへ集計結果をフィードバックし、各種事業の運営を支援している。

○主な集計業務

- ◎保健師活動報告 （保健師活動単位、訪問・面接・電話件数、常設健康相談件数、個別指導件数等）
- ◎保健師活動関連報告 （公害、難病（指定難病）、長期療養児保健指導事業関係）
- ◎母子保健事業関係 （乳幼児健康診査・地域ふれあい子育て教室等）

3 保健衛生情報調査研究に関する技術支援

局、保健所及び各区保健福祉センターの職員が保健衛生情報を活用し、調査研究及び事業の企画立案・評価等を実施するにあたり、専門的知識及び技術の提供を行うことにより、事業の円滑な推進を図り、担当職員の資質が向上するように技術支援を行っている。さらに市ホームページにおいて、直接市民に向けて健康情報の発信を行っている。

- （１） 局、保健所及び各区保健福祉センターが実施する調査等に関して、調査実施計画の立案からデータ解析、調査報告の作成に関する技術支援を行っている。

所 属	件 数	時間（分）
区	5	2, 8 6 5
局	1	5 2 0
保健所	0	0
事業所等	0	0
合 計	6	3, 3 8 5

- （２） 各種学会発表に関する技術支援

学会発表に関して、データのまとめ方、演題抄録作成方法等の技術支援を行っている。

所 属	件 数	時間（分）
区	3	1, 2 0 0
局	1	3 0 0
保健所	7	2, 4 0 0
事業所等	0	0
合 計	1 1	3, 9 0 0

日本公衆衛生学会総会については、演題発表がより効果的なものとなるように予演会を開催している。

【第82回 日本公衆衛生学会総会 予演会】

令和5年9月28日（木） 発表演題8題

（3）各種保健衛生情報の収集及び発信

各種保健衛生に関する最新の情報を収集・分析・加工し、保健福祉センター等へ情報提供し、地域の実情や特性に沿った事業に反映させることにより市民に還元し、市民の健康づくりに寄与している。さらに、保健衛生情報の既存のデータを駆使し保健サービスの一環として、市ホームページを活用した市民への健康情報の発信を行っている。

- 保健衛生にかかる概況（保健衛生データからみる大阪市と各区の概況）
- 保健衛生データライブラリー
- ちょっと見てみよう！大阪市民の健康情報（市ホームページ 大阪市民の健康情報）

（4）保健衛生統計講習会

保健衛生事業に従事する職員を対象に、厚生統計の基礎的な知識や保健衛生情報の正しいデータ処理方法等に関する講習を行い、事業の企画立案や評価分析に資する知識と技術を提供している。

『事業に活かすアンケート調査方法』

〈講義編〉

- 内 容：「アンケート調査を行うための理論・手法に関する講義」
「アンケート調査結果のまとめ方に関する講義」

〈PC演習編〉

- 内 容：「アンケート結果の集計及び分析－検定編－」
「アンケート結果の集計及び分析－ピボットテーブル編－」

〈開催日〉

令和5年8月21日（月）終日、8月22日（火）午後、8月24日（木）午後

〈参加者〉

延べ44名

(5) 疫学や統計に関する基本知識等の提供

保健事業に従事する職員に対し、疫学や統計に関する知識や調査研究の具体的な方法をわかりやすく伝えることを目的にリーフレットを作成し、庁内ポータルに掲載している。

○「疫学研究ってなあに？」vol. 1～vol. 7

○「統計学を学ぼう！」vol. 1～vol. 6

(6) 「大阪市における保健衛生事業に関するデータ取扱指針」

市民の健康保持増進・公衆衛生の向上を目指し積極的かつ効果的なデータ活用を図るために、保健衛生施策の推進に寄与することを目的とした調査分析又は疫学研究を実施するにあたってのデータの取扱いにかかる基本的な考え方等を示した「大阪市における保健衛生事業に関するデータ取扱指針」を策定し、庁内ポータルに掲載している。

4 衛生教育事業

地域保健事業に関する考え方の普及及び公衆衛生の向上と市民の健康の保持・増進を目的として、地域住民又は特定集団に対して衛生教育事業を実施するに当たり、パソコン・プロジェクター等の衛生教育機器の貸し出し、保健統計をはじめとする図書・CD等の貸し出し、衛生教育用のポスター・パネルの印刷等を行っている。